

大

健感発 0825 第 1 号

平成 21 年 8 月 25 日

各
〔都道府県
政令市
特別区〕

新型インフルエンザ担当部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
施行規則の一部を改正する省令について（施行通知）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 21 年厚生労働省令第 136 号。以下「改正省令」という。）は、本日、別添のとおり公布され、施行されることとなったところである。

改正の概要は、下記のとおりであるので、関係者に対して周知徹底を図り、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

第 1 改正の概要

- 1 医師が、新型インフルエンザ（A/H1N1）の患者（疑似症患者を含む。）又は無症状病原体保有者（以下「患者等」という。）を診断した場合について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づく届出は、当分の間、不要であること。
- 2 当分の間、医師が、新型インフルエンザ（A/H1N1）により死亡した者（当該感染症により死亡したと疑われる者を含む。）の死体を検案した場合について、法第12条第6項において準用する同条第1項の規定に基づく届出は、当分の間、不要であること。

第 2 施行期日

公布の日（本日）から施行する。